

令和2年5月大竹市議会臨時会（第2回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	報告第2号	繰越明許費繰越しの報告について 〔一般会計〕 （総務部企画財政課）	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等管理事業 2,000,000円 ・本庁舎耐震改修事業 1,589,000円 ・旧穂仁原小学校プール撤去等事業 12,000,000円 ・プレミアム付商品券事業 20,267,000円 ・市立保育所等整備事業 7,128,000円 ・健康管理システム改修事業 1,760,000円 ・小栗林線1号橋架替事業 40,800,000円 ・林地崩壊対策事業 12,000,000円 ・県営事業負担金（三倉岳県立自然公園） 102,000円 ・大竹地区移動等円滑化基本構想策定事業 5,275,000円 ・橋りょう補修調査設計事業 4,222,900円 ・県営事業負担金（道路） 1,720,000円 ・県営事業負担金（砂防） 888,000円 ・県営事業負担金（港湾） 9,800,000円 ・大竹駅周辺整備事業 202,386,094円 ・小学校情報通信ネットワーク環境整備事業 56,104,000円 ・小学校施設天井改修事業 4,950,000円 ・中学校情報通信ネットワーク環境整備事業 50,923,000円 ・中学校施設天井改修事業 54,400,000円 	副市長
2	報告第3号	継続費繰越しの報告について 〔一般会計〕 （総務部企画財政課）	○継続費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎耐震改修事業 268,458,600円 ・白石墓地移転事業 12,100,000円 ・青木踏切改良事業 101,820,000円 ・大竹駅周辺整備事業 456,307,910円 ・大竹会館改築等事業 12,000,000円 	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者												
3	報告第4号	予算繰越しの報告について [水道事業会計, 工業用水道事業会計, 公共下水道事業会計] (上下水道局)	○建設改良費の翌年度繰越額 [水道事業会計] ・岩国大竹道路事業に伴う送配水管移設事業 26,556,000円 [工業用水道事業会計] ・岩国大竹道路事業に伴う送配水管移設事業 36,834,000円 [公共下水道事業会計] ・大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計事業 28,000,000円	上下水道局長												
4	認第1号	専決処分の承認を求めることについて [大竹市介護保険条例の一部を改正する 条例] (健康福祉部地域介護課)	1 専決処分した事件 大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 2 専決処分した理由 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことに伴い、大竹市介護保険条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴い、介護保険料の軽減措置の強化のため、次のとおり保険料の改正を行ったもの。 <table border="1" data-bbox="1048 1031 1823 1203"> <thead> <tr> <th>保険料段階</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>22,639円</td> <td>18,111円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>37,732円</td> <td>30,186円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>43,769円</td> <td>42,260円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 施行期日 令和2年4月1日 (3) 経過措置 改正後の保険料は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、改正前の保険料を適用する。 4 専決処分年月日 令和2年3月31日	保険料段階	改正前	改正後	第1段階	22,639円	18,111円	第2段階	37,732円	30,186円	第3段階	43,769円	42,260円	健康福祉部長
保険料段階	改正前	改正後														
第1段階	22,639円	18,111円														
第2段階	37,732円	30,186円														
第3段階	43,769円	42,260円														

	議案番号	件名	内容	提案説明者
5	認 第 2 号	<p>専決処分の承認を求めることについて 〔大竹市税条例等の一部を改正する条例〕 (市民生活部市民税務課)</p>	<p>1 専決処分した事件 大竹市税条例等の一部を改正する条例の制定</p> <p>2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものの。</p> <p>3 改正の主な内容 (1) 市民税関係の改正 ア 個人の市民税にかかる扶養親族申告書の記載について、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする。 イ 個人の市民税の非課税措置の対象から、単身児童扶養者についての規定を削除する。 ウ 肉用牛の売却による事業所得にかかる個人の市民税の市民税所得割額を免除する規定の適用期限を3年間延長する。 エ 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる個人の市民税の課税特例に関する規定の適用期限を3年間延長する。 (2) 固定資産税関係の改正 ア 所有者不明土地等の固定資産に関して、調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合に、当該固定資産の使用者を所有者とみなすことができることを規定する。 イ 固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続の登記が完了するまでの間に、相続人等の現所有者に対して、当該固定資産の賦課徴収に必要な氏名、住所等を申告させることができることを規定する。 ウ 5,000kWを超える水力発電設備にかかる固定資産税の課税標準の特例措置における参酌する特例率が2/3から3/4に改定されたことに伴い、参酌標準どおりに特例率の規定を改める。 エ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設にかかる固</p>	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			<p>定資産税の課税標準の特例措置の廃止に伴い特例率の規定を削除する。</p> <p>(3) たばこ税関係の改正 卸売販売業者等が申告する輸出等にかかる課税免除を適用する手続きに関して、課税免除の事由に該当することを証明する書類を保存することを前提として、申告書に当該書類を添付することを不要とすることができることを規定する。</p> <p>(4) その他 引用条項のずれ、改元に伴う字句等を整理する。</p> <p>(5) 施行期日 令和2年4月1日</p> <p>4 専決処分年月日 令和2年3月31日</p>	

	議案番号	件名	内容	提案説明者
6	認 第 3 号	<p>専決処分の承認を求めることについて 〔大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例〕 (健康福祉部保健医療課)</p>	<p>1 専決処分した事件 大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定</p> <p>2 専決処分した理由 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、大竹市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。</p> <p>3 改正の主な内容 (1) 傷病手当金について、次のとおり規定する。 ア 給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを規定する。 イ 傷病手当金の額を、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額から1日当たりの金額を算出し、その3分の2に相当する金額とすることを規定する。 ウ 傷病手当金の支給期間を、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないことを規定する。 エ 労務に服することを予定していた日について給与等を受けることができる場合は、傷病手当金の支給額と調整することを規定する。</p> <p>(2) 施行期日 公布の日(令和2年4月13日)</p> <p>(3) 経過措置 (1)の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。</p> <p>4 専決処分年月日 令和2年4月13日</p>	健康福祉部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
7	認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて [大竹市後期高齢者医療に関する条例 の一部を改正する条例] (健康福祉部保健医療課)	1 専決処分した事件 大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定 2 専決処分した理由 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和2年4月24日に公布されたことに伴い、大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 市において行う事務に、「傷病手当金の支給に係る申請書の受付」を追加する。 (2) 施行期日 令和2年5月1日 4 専決処分年月日 令和2年4月30日	健康福祉部 部長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	認 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて [大竹市税条例及び大竹市都市計画税 条例の一部を改正する条例] (市民生活部市民税務課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置による納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、次のとおり改正したもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 固定資産税関係の改正 <ol style="list-style-type: none"> ア 令和2年2月から10月までの任意の3か月間の収入額が前年同期に比べて3割以上減少した中小事業者等に対して、収入額の減少割合に応じて、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の軽減措置の新設に伴う規定を追加する。 イ 中小事業者が、新規に投資をした一定の先端設備に対して適用される固定資産税の課税標準の軽減措置の対象として、事業用家屋と構築物を追加し、その軽減割合を0とすることを規定する。 (2) 軽自動車税関係の改正 軽自動車税の環境性能割の軽減措置について、乗用の自家用軽自動車の取得対象期間を6月延長することを規定する。 (3) 市税の徴収関係の改正 令和2年2月以降の任意の1か月以上の収入額が前年同期に比べて2割以上減少した事業者等に対して、一時に市税の納付が困難と認められる場合に、徴収を1年間猶予できる規定の新設に伴い規定を追加する。 (4) 施行期日 公布の日(令和2年4月30日) 4 専決処分年月日 令和2年4月30日 	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
9	認 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて [令和2年度大竹市国民健康保険特別 会計補正予算(第1号)] (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 2 専決処分した理由 大竹市国民健康保険特別会計において補正を行うことについて、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 800千円 ○予算総額 3,239,454千円 (歳入) ・特別調整交付金分(市町村分) 800千円 (歳出) ・傷病手当金 800千円 4 専決処分年月日 令和2年4月13日	副市長
10	認 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて [令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第1号)] (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第1号) 2 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 33,376千円 ○予算総額 17,827,028千円 (歳入) ・特別定額給付金給付事務費国庫補助金 33,376千円 (歳出) ・特別定額給付金給付事業 33,376千円 4 専決処分年月日 令和2年4月24日	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	認 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第2号)] (総務部企画財政課)	<p>1 専決処分した事件 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第2号)</p> <p>2 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものの。</p> <p>3 歳入歳出予算の補正</p> <p>○補正予算額 2,715,030千円</p> <p>○予算総額 20,542,058千円</p> <p>(歳入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金給付事業費国庫補助金 2,690,000千円 ・財政調整基金繰入金 25,030千円 <p>(歳出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金給付事業 2,690,000千円 ・中小企業経営安定支援事業 25,030千円 <p>4 専決処分年月日 令和2年5月1日</p>	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
12	認 第 9 号	専決処分の承認を求めることについて [令和2年度大竹市一般会計補正予算 (第3号)] (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和2年度大竹市一般会計補正予算(第3号) 2 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和2年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 33,331千円 ○予算総額 20,575,389千円 (歳入) ・子育て世帯への臨時特別給付金給付にかかる国庫補助金 32,020千円 ・学校臨時休業対策費国庫補助金 982千円 ・財政調整基金繰入金 329千円 (歳出) ・子育て世帯臨時特別給付金支給事業 32,020千円 ・給食センター運営事業 1,311千円 4 専決処分年月日 令和2年5月13日	副市長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
13	議案第 38 号	令和 2 年度大竹市一般会計補正予算 (第 4 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 98,226 千円 ○予算総額 20,673,615 千円 【補正予算の内容】 (歳入) ・生活困窮者自立支援事業等国庫負担金 5,258 千円 ・障害児通所給付費等県補助金 916 千円 ・財政調整基金繰入金 92,052 千円 (歳出) ・地域公共交通事業者支援補助金 1,360 千円 ・生活困窮者自立支援事業 7,011 千円 ・感染症対策支援事業 3,200 千円 ・障害児通所給付事業 1,222 千円 ・ひとり親家庭臨時特別給付金支給事業 9,750 千円 ・妊婦乳幼児健康診査事業 782 千円 ・中小企業経営安定支援事業 72,996 千円 ・防災・保安体制整備事業 1,905 千円	副市長
14	議案第 39 号	令和 2 年度大竹市土地造成特別会計補正予算 (第 1 号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 524,317 千円 ○予算総額 816,701 千円 (歳入) ・土地売払収入 524,317 千円 (歳出) ・繰上充用金 524,317 千円 2 一時借入金の補正 ○追加額 524,000 千円 ○最高額 814,000 千円	副市長